

キッチン  
Kitchenわかたけ

しゅうろうけいぞくしえんびいがたじょう  
— 就 労 継 続 支 援 B 型 事 業 —

じゅうようじこうせつめいしょ  
重 要 事 項 説 明 書

～いたわりとやさしさ～

しゃかいふくしほうじん わかたけかい  
社会福祉法人 若竹会

キッチン  
Kitchenわかたけ

みやこしききくわがさきだい ちわり ばんち  
宮古市崎鍬ヶ崎第4地割1番地6

しゅうろうけいぞくしえんびいがたじぎょうしょ じゅうようじこうせつめいしょ  
「就 労 継 続 支 援 B 型 事 業 所 重 要 事 項 説 明 書」

しゅうろうけいぞくしえん びいがたじぎょう ていきょうかいし こうせいろうどうしょうれい もと  
就 労 継 続 支 援 B 型 事 業 の サ ー ビ ス 提 供 開 始 に あ た り、 厚 生 労 働 省 令 に 基 づ い て

とう じぎょうしょ せつめい ないよう つぎ とお  
当 事 業 所 が あ な た に 説 明 す べ き 内 容 は 次 の 通 り で す。

うんえい じぎょうしゃ  
1. サ ー ビ ス 運 営 事 業 者

めい しょう 名 称	しゃかいふくしほうじん わかたけかい 社 会 福 祉 法 人 若 竹 会
しょ ざい ち 所 在 地	いわてけんみやこし わみちよう ばん ごう 岩 手 県 宮 古 市 和 見 町 8 番 3 3 号
でんわ ばんごう 電 話 番 号	0 1 9 3 — 6 5 — 9 2 0 0
だいひょうしゃ しめい 代 表 者 氏 名	りぢちよう おいかわ ゆたか 理 事 長 及 川 穰

ていきょう じぎょうしょ  
2. サ ー ビ ス 提 供 事 業 所

じぎょうしょ しゅるい 事 業 所 の 種 類	しゅうろうけいぞくしえんびいがたじぎょうしょ 就 労 継 続 支 援 B 型 事 業 所 れいわ ねん がつ たちよてい 令 和 4 年 4 月 1 日 指 定
じぎょうしょ めいしょう 事 業 所 の 名 称 じぎょうしょばんごう ( 事 業 所 番 号 )	しゅうろうけいぞくしえんびいがたじぎょうしょ きつちん 就 労 継 続 支 援 B 型 事 業 所 Kitchen わかたけ いわてけん だい ごう ( 岩 手 県 第 0 3 1 0 2 0 0 3 2 4 号 )
じぎょうしょ しょざいち 事 業 所 の 所 在 地	いわてけんみやこし さきくわがさき だいいち ちわり ばんち 岩 手 県 宮 古 市 崎 鋤 ヶ 崎 第 4 地 割 1 番 地 6
れん らく さき 連 絡 先	でんわ TEL 0 1 9 3 — 6 5 — 8 3 0 0 ふあつくす F a x 0 1 9 3 — 7 1 — 4 8 8 8
だいひょうしゃ しめい 代 表 者 氏 名	しょちよう こいずみ のりゆき 所 長 小 泉 則 之
かんりせきにんしゃ サ ー ビ ス 管 理 責 任 者	ねいち よしゆき 根 市 欣 幸
しゅ じつしちいき 主 たる サ ー ビ ス の 実 施 地 域	みやこし やまだまち いわいずみちよう たのはたむら た ちいき 宮 古 市、 山 田 町、 岩 泉 町、 田 野 畑 村、 そ の 他 の 地 域

しゅ たいしょうしゃ 主たる対象者	ちてきしょう しゃ せいしんしょう しゃ しんたいしょう しゃ 知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者、 なんびょうかんじゃとう 難病患者等
てい いん 定員	めい 20名
かいせつねんがっぴ 開設年月日	れいわ ねん がつ たち 令和4年4月1日

### 3. サービスの目的・運営方針

もく てき 目的	つうしょ じゅうろう せいさんかつどう きかい ていきょう せいさんかつどう 通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、生産活動その た かつどうきかい ていきょう つう ちしきおよ のうりよく こうじょう ひつよう 他の活動機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な くんれん た べんぎ てきせつ こうかてき おこな いっぱんじゅうろう 訓練、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。また、一般就労に ひつよう ちしき のうりよく たか かた いっぱんじゅうろう いこう む 必要な知識や能力が高まった方については一般就労への移行に向けて しえん 支援します。
うんえいほうしん 運営方針	かんけいほうれい じゅんしゅ た しゃかいしげん れんけい はか つね りようしゃ 関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図りながら、常に利用者の い し じんかく ぞんちょう りようしゃ たちば た しゅうろうけいぞくしえんびいがた 意思と人格を尊重し、利用者の立場に立って就労継続支援B型のサー ビスを提 供 します。

### 4. サービスに係る施設・設備等の概要

#### (1) 施設

ほん たい 本体	てつきん つくり かいだ 鉄筋コンクリート造 2階建て きっちん かい の めんせき Kitchenわかたけ 1階 延べ面積 601.83 m <sup>2</sup>
-------------	---

#### (2) 設備

せつび しゅるい 設備の種類	しつすう 室数	び 備	こう 考
じむしつ 事務室	1	れいだんぼうかんび 冷暖房完備	
えいようししつ 栄養士室	1	れいだんぼうかんび 冷暖房完備	
せいようしつけんそうだんしつ 静養室兼相談室	1	れいだんぼうかんび 冷暖房完備	

きゅうけいしつ だんせいよう 休憩室 男性用	1	れいだんぼうかんび 冷暖房完備
きゅうけいしつ じょせいよう 休憩室 女性用	1	れいだんぼうかんび 冷暖房完備
こういしつ だんせいよう 更衣室 男性用	1	れいだんぼうかんび 冷暖房完備、ロッカー
こういしつ じょせいよう 更衣室 女性用	1	れいだんぼうかんび 冷暖房完備、ロッカー
しよくいんこういしつ 職員更衣室	1	れいだんぼうかんび 冷暖房完備、ロッカー
だんせいよう スタッフ男性用トイレ	1	すいせん 水洗
じょせいよう スタッフ女性用トイレ	1	すいせん 水洗
だんせいよう 男性用トイレ	1	すいせん 水洗
じょせいよう 女性用トイレ	1	すいせん 水洗
じゅんびぜんしつ 準備前室	1	
じゅんびしつ 準備室	1	
ぜんしつ 前室	1	
したしよりしつ 下処理室	1	
かねつしよりしつ 加熱処理室	1	
しょくひんこ 食品庫	1	
けんしゅうしつ 検収室	1	
もつしつ 盛り付け室	1	
ほうそうしつ 包装室	1	
せんじょうしつ 洗浄室	1	
せんじょうぜんしつ 洗浄前室	1	
きぐせんじょうしつ 器具洗浄室	1	
しゅつかぜんしつ 出荷前室	1	
そうこ 倉庫	1	
かいだんしたそうこ 階段下倉庫	1	

とうじぎょうしょ こうせいろうどうしやう さだ してい きじゆん じゆんしゆ いじやう しせつ せつび せつち  
 当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置  
 しています。

#### 5. サービス提供職員ていきやうしよくいんの配置状況はいち じやうきやう

しよく しゆ 職 種	いんずう 員数	じやう きん 常 勤		ひじやうきん 非常勤		しよく たく 嘱 託	び こう 備 考
		せんじゆう 専 従	けんむ 兼 務	せんじゆう 専 従	けんむ 兼 務		
しよちょう 所 長	1		1				

サービス管理責任者 <small>かんりせきにんしゃ</small>	1	1					
事務員 <small>じむいん</small>	1	1					
栄養士 <small>えいようし</small>	2	2					
生活支援員 <small>せいかつしえんいん</small>	9	9		3			
職業指導員 <small>しよくぎようしどういん</small>	1	1					
目標工賃達成指導員 <small>もくひようこうちんたっせいしどういん</small>	1	1					

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し障害福祉サービスを提供

する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(ア) 各職種の勤務体系  
かくしよくしゆ きんむたいけい

職種 <small>しよく しゆ</small>	勤務体系 <small>きん む たい けい</small>
所長 <small>しよちょう</small>	通常の勤務時間帯 8:00～17:00 <small>つうじょう きんむじかんたい</small>
サービス管理責任者 <small>かんりせきにんしゃ</small>	通常の勤務時間帯 8:00～17:00 <small>つうじょう きんむじかんたい</small>
事務員 <small>じむいん</small>	通常の勤務時間帯 8:00～17:00 <small>つうじょう きんむじかんたい</small>
栄養士 <small>えいようし</small>	通常の勤務時間帯 8:00～17:00 <small>つうじょう きんむじかんたい</small>
生活支援員 <small>せいかつしえんいん</small>	変形労働時間制 (毎月の勤務表に定める) <small>へんけいろうどうじかんせい まいつき きんむひよう さだ</small>
職業指導員 <small>しよくぎようしどういん</small>	変形労働時間制 (毎月の勤務表に定める) <small>へんけいろうどうじかんせい まいつき きんむひよう さだ</small>
目標工賃達成指導員 <small>もくひようこうちんたっせいしどういん</small>	変形労働時間制 (毎月の勤務表に定める) <small>へんけいろうどうじかんせい まいつき きんむひよう さだ</small>

(イ) 営業日とサービス提供時間  
えいぎょうび ていきょうじかん

営業日 <small>えい ぎょう び</small>	原則として月曜日から日曜日 <small>げんそく げつようび にちようび</small>  (ただし、事業所内カレンダーによるものとする。) <small>じぎょうしょない</small>
--------------------------------	---

営 業 時 間	8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
サービス提供時間	9 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0

## 6. サービス提供の内容

### (1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談および援助	<p>常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。</p>
訓練	<p>利用者の心身の状況及びその有する能力や利用者の希望する就労支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって訓練を行います。</p>
生産活動	<p>生産活動の機会を提供します。</p> <p>①給食提供</p> <p>②弁当配食</p> <p>③弁当宅配</p> <p>〈工賃の支払い〉</p> <p>上記の生産活動における事業収入から、必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者にはら支払います。工賃は銀行振込（北日本銀行）としますので本人名義の口座番号を事業所にご連絡下さい。</p>

<p>じっしゅうおよ ぎゅうしよく 実習及び求職</p> <p>かつどうとう しえん 活動等の支援</p>	<p>こうきょうしよくぎょうあんていじよ しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん とう かんけい 公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係</p> <p>きかん れんけい と しょくばじっしゅう じっし きゅうしよくかつどう しえん 機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の</p> <p>じっし しょくばていちゃく ため しえん おこな 実施、職場定着の為の支援を行います。</p>
<p>けんこうかんり 健康管理</p>	<p>つね りょうしゃ けんこう じょうきょう ちゅうい しゅうろうけいぞくしえんびいがた 常に利用者の健康の状況に注意するとともに就労継続支援B型</p> <p>じぎょうしょ じゅうじしゃ けんこうかんり おこな 事業所の従事者による健康管理を行います。</p> <p>また、つね かぞく との れんけい はか つと また、常に家族との連携を図るよう努めます。</p>
<p>じぎょうしょがいしえん 事業所外支援</p>	<p>じょうじ りょう りょうしゃ しんしん じょうきょう へんか 常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、</p> <p>かいじょうれんぞく りょう ばあい きょたく ほうもん りょうじょうきょう 5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況</p> <p>かくにん つき かい げんど どうい うえ しえん おこな を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。</p>

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
<p>せいさんかつどうとう 生産活動等</p>	<p>せいさんかつどう おこな うえ ひょう ふたん いただ 生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くこ</p> <p>てきとう かが ひょう いただ とが適当であるものに係る費用を頂きます。</p>	<p>じっぴ 実費</p>
<p>しゅうろう む 就労に向けて</p> <p>しえん ひつよう の支援に必要な</p> <p>しょけいひ な諸経費</p>	<p>しゅうろう じっしゅう む しえん ふたん 就労や実習に向けての支援のうち、負担して</p> <p>いただ てきとう かが ひょう いただ 頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。</p>	<p>じっぴ 実費</p>
<p>にちじょう せいかつじょう ひつよう 日常生活上必要</p> <p>しょけいひ となる諸経費</p>	<p>りょうしゃ にちじょうせいかつ しょう ひょう ふたん いただ 利用者の日常生活に要する費用で、負担して頂く</p> <p>てきとう かが ひょう いただ ことが適当であるものに係る費用を頂きます。</p>	<p>じっぴ 実費</p>
<p>しゃかい せいかつじょう 社会生活上の</p> <p>べんぎ きょうよとう 便宜の供与等</p>	<p>にちじょうせいかつ ひつよう ぎょうせい きかんとう てつづ とう 日常生活に必要な行政機関等への手続き等、</p> <p>りょうしゃ かぞく おこな こんなん ばあい りょうしゃ 利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者</p> <p>どうい え だいこう の同意を得て代行します。</p>	<p>じっぴ 実費</p>

しょく じ <b>食 事</b>	きほんてき かくじ じゆんび 基本的に各自で準備していただきます。  ※ご要望があれば、食事提供の斡旋等、ご相談に  おう 応じます。	じっぴ <b>実費</b>
---------------------	---	------------------

<サービスの概要>

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者  
に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業所が訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業所にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

基本単価	8,370 円
初期加算	300 円
重度加算	0 円

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容(2) 訓練等給付費対象外サービス内容」の項目

をご参照ください。

### (3) サービス利用の中止・変更・追加

利用者がサービス利用の中止、変更、追加をする場合には、利用予定日3日前までの営業時間内に当事業所までお申し出ください。

申し出のない場合には、キャンセル料を頂く場合があります。

### (4) 障害福祉サービス受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかに職員にお知らせください。また、職員が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご掲示くださいますようお願いいたします。

### (5) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)(3)の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、24日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

① 当事業所窓口での現金支払い

② 下記指定口座への振込み

きたにっぽんぎんこうみやこしてん ふつうよきん 7099585  
北日本銀行宮古支店 普通預金

こうざめいぎ しゃかいふくしほうじん わかたけかい  
口座名義 社会福祉法人 若竹会

## 8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業所は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※ 閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9:00～午後5:00です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。

ただし、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整

や、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意

(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

## 9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

## 10. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する就労支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、

利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する就労支援の提供により、事業所の責と帰すべき事由により

利用者に損害を与えた場合には、速やかに賠償します。

当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
保障の概要	対人事故補償・対物事故補償等

## 1.1. 協力医療機関

医療機関の名称	みやこやまぐちびょういん 宮古山口病院		
医院長名	おいかわ あきら 及川 暁		
所在地	みやこしやまぐちごちやうめ 宮古市山口五丁目3-20		
電話番号	0193-62-3945		
診療科	せいしんか ないか しか 精神科・内科・歯科	にゅういんせつび 入院設備	あり 有

## 1.2. 苦情等の受け付けについて

### (1) 当事業所における苦情の受け付け及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどのサービス利用に

関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は下記の相談窓口で受け付けます。

### (2) 第三者委員

当事業所では、地域にお住いの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場か

ら当事業のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、当事業所へ

くじょう いけん だいさんしゃいいん そうだん  
 の苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

りょうまどぐちおよ ぎょうせいきかん たくじょうう つ きかんとく  
 ご利用窓口及び行政機関その他苦情受け付け機関等

<p>とうじぎょうしょ りょうそうだんまどぐち                  当事業所ご利用相談窓口</p>	<p>くじょうかいけつせきにしや しよ ちょう こいずみ のりゆき                  ・苦情解決責任者 所 長 小泉 則之</p> <p>まどぐちたんとくしゃ かんりせきにしや ねいち よしゆき                  ・窓口担当者 サービス管理責任者 根市 欣幸</p> <p>りょうじかん                  ・ご利用時間 9：00～ 17：00</p> <p>でんわばんごう                  ・電話番号 0193-65-8300</p> <p>ふあつくす                  ・FAX 0193-71-4888</p> <p>たんとくしゃ ふざい ばあい じむいん もう で                  担当者が不在の場合は、事務員までお申し出ください。</p>
<p>だいさんしゃいいん                  第三者委員</p>	<p>しめい ふじわら じゅんいち いわてけんりつみやこけいふうしえんがっこう                  ・氏名：藤原 淳一 (岩手県立宮古恵風支援学校                  校長)</p> <p>じゅうしょ みやこしきやまだい ちわり ばんち                  ・住所：宮古市崎山第5地割88番地</p> <p>でんわばんごう                  ・電話番号：0193-63-0400</p> <p>しめい とよし しのぶ ほうじんみやこけんいきしょう しゃ                  ・氏名：戸由 忍 (NPO法人宮古圏域障がい者                  福祉推進ネット事務局 長)</p> <p>みやこしみどりがおか ばん ごう                  ・住所：宮古市緑ヶ丘2番3号</p> <p>でんわばんごう                  ・電話番号：0193-64-7878</p> <p>しめい いたう たかし                  ・氏名：伊藤 隆司</p> <p>じゅうしょ みやこし                  ・住所：宮古市</p> <p>でんわばんごう                  ・電話番号：</p>

<p>みやこしほけんふくしぶふくしか 宮古市保健福祉部福祉課</p>	<p>しよざいち みやこしみやまちいちちようめ ・所在地：宮古市宮町一丁目1-30</p> <hr/> <p>でんわばんごう ・電話番号：0193-62-2111</p>
<p>いわてけんふくし 岩手県福祉サービス</p> <p>うんえいてきせいはいいんかい 運営適正化委員会</p>	<p>しよざいち いわてけんもりおかしさんぼんやなぎ ・所在地：岩手県盛岡市三本柳8-1-3</p> <p>でんわばんごう ・電話番号：019-637-8871</p>

### 13. 虐待防止について

とうじぎょうしよ りようしゃとう じんけん ようご ぎやくたい ぼうしとう しょうがいしゃぎやくたい ぼうし  
当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、障害者虐待の防止、  
しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえんとう かん ほうりつおよ しょうがいしゃ じ しせつ ぎやくたい  
障害者の養護者に対する支援等に関する法律及び「障害者(児)施設における虐待  
ぼうし  
の防止について」に準じた取り扱いをするとともに、かき たいさく こう  
下記の対策を講じます。

- ① ぎやくたいぼうし かん せきになしや せんてい  
虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ② せいねんこうけんせいど りよう しえん  
成年後見制度の利用を支援します。
- ③ くじょうかいけつたいせい せいび  
苦情解決体制を整備しています。
- ④ じゅうぎょうしゃ たい ぎやくたいぼうし けいはつ ふきゅう けんしゅう じっし  
従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

<p>ぎやくたい ぼうし かん 虐待防止に関する</p> <p>そうだんまどぐち 相談窓口</p>	<p>まどぐちたんどうしゃ かんりせきになしや ねいち よしゆき ・窓口担当者：サービス管理責任者 根市 欣幸</p> <p>ぎやくたいぼうし かん せきになしや こいずみ のりゆき ・虐待防止に関する責任者：小泉 則之</p> <p>りようじかん げつ きんようび ・ご利用時間：9：00～17：00 (月～金曜日)</p> <p>でんわばんごう ・電話番号：0193-65-8300</p> <p>ふあつくす ・FAX：0193-71-4888</p>
---	--

### 14. 身体拘束等について

しんたいこうそくとう てきせいか ほか かき たいさく こう  
身体拘束等の適正化を図るために、下記の対策を講じます。

- ① しんたいこうそくとう てきせいか たいさく けんとう いいんかい せつち  
身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置します。

② 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。

③ 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修を実施します。

15. 第三者による評価の実施状況

だいさんしゃ ひょうか 第三者による評価	1. あり	じっしび 実施日	
		ひょうかきかんめいしょう 評価機関名称	
		けっか かいじ 結果の開示	1. あり 2. なし
②. なし			

16. 非常災害時の対策

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつと さだ しょうぼうけいかくしょ ほうじん ひじょうさいがいたうたいさく 別途に定める、消防計画書、法人の非常災害等対策 けいかくおよ じぎょうしょ ひじょうさいがいたいおう たい 計画及び、事業所の非常災害対応マニュアルにより対 おう 応いたします。		
ぼうかかんりせきにんしゃ 防火管理責任者	かんりしゃ こいずみ のりゆき 管理者 小泉 則之		
へいじ くんれん 平時の訓練	べつと さだ しょうぼうけいかくしょ のつと ねん かい ひなん 別途に定める消防計画書に則り、年2回、避難・ ぼうさいくんれん りようしゃ かた さんか じっし 防災訓練を利用者の方も参加して実施します。		
ぼうさいせつび 防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動火災報知機 あり ・ 誘導灯 あり</li> <li>・ ガス漏れ報知機 あり ・ 非常通報装置 あり</li> <li>・ カーテン等は防炎性能のある物を使用しています。</li> </ul> <p>(その他、拡声器・懐中電灯等)</p>		

17. 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

<p>せつび きぐ りよう 設備・器具の利用</p>	<p>じぎょうしょない せつび きぐ ほんらい ようほう りよう 事業所内の設備や器具は、本来の用法にしたがってご利用 ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、 ばいしょう 賠償していただくことがあります。</p>
<p>きつ えん 喫煙</p>	<p>してい ばしょ きつえん 指定の場所で喫煙してください。</p>
<p>きちょうひん かんり 貴重品の管理</p>	<p>きちょうひん りようしゃ せきになん かんり 貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。 じこ かんり りようしゃ きちょうひん じぎょう 自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業 しょない も こ ねが 所内に持ち込まないようお願いします。</p>
<p>しゅうきょうかつどう せいじかつどう 宗教活動・政治活動・ えいりかつどう 営利活動</p>	<p>りようしゃ しそう しんこう じゆう た りようしゃ たい しゅう 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗 きょうかつどう せいじかつどうおよ えいりかつどう えんりよ 教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。</p>
<p>ぼうりょく こうしおよ めいわくこうい 暴力の行使及び迷惑行為 の禁止</p>	<p>たりようしゃおよ しよくいん たい ぼうりょく こうしおよ ぼうげん 他利用者及び職員に対しての暴力の行使及び暴言な えんかつ ていきょう さまた めいわくこうい ど、円滑なサービス提供を妨げるような迷惑行為などは きんし 禁止します。</p>

れいわ ねん がつ にち  
令和 年 月 日

しゅうろうけいぞくしえんびいがたじぎょう ていきょうおよ りよう かいし さい ほんしょめん  
就 労 継 続 支 援 B 型 事 業 の サ ー ビ ス の 提 供 及 び 利 用 の 開 始 に 際 し、 本 書 面 に

もと じゅうようじこう せつめい おこな  
基 づ き 重 要 事 項 の 説 明 を 行 い ま し た。

じぎょうしょめい きつちん  
事 業 所 名 : Kitchenわかたけ

せつめいしゃしよくめい かんりせきにんしゃ  
説 明 者 職 名 : サ ー ビ ス 管 理 責 任 者

しめい  
氏 名

印

わたし ほんしょめん もと じぎょうしょ しゅうろうけいぞくしえんびいがたじぎょう ていきょう  
私 は、 本 書 面 に 基 づ い て 事 業 所 か ら 就 労 継 続 支 援 B 型 事 業 の サ ー ビ ス の 提 供

およ りよう じゅうようじこう せつめい う どうい  
及 び 利 用 に つ い て 重 要 事 項 の 説 明 を 受 け、 同 意 し ま し た。

りようしゃじゅうしょ  
利 用 者 住 所 :

りようしゃ しめい  
利 用 者 氏 名 :

印

だいにんにじゅうしょ  
代 理 人 住 所 :

だいにん しめい  
代 理 人 氏 名 :

印